

武豊町指定給水装置工事事業者申請の流れ

① 申請書類の提出

以下に挙げる書類を提出してください。

- ア、指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1）
- イ、誓約書（様式第2 以下の項目のいずれにも該当しないことを誓約）
 - I 心身の故障により給水装置工事事業者の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
 - II 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
 - III 法に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの
 - IV 第8条の規定により指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者
 - V その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めに足る相当の理由がある者
 - VI 法人であって、その役員のうちI～IVまでのいずれかに該当する者がある者
- ウ、給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3）
- エ、法人の場合は定款及び登記簿謄本、個人の場合は住民票
- オ、機械器具調書（別表）及び写真
最低限必要な機械器具
 - ・金切りのこその他の管の切断用機械器具
 - ・やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用機械器具
 - ・トーチランプ、パイプレンチその他の接合用機械器具
 - ・水圧テストポンプ
- カ、給水装置工事主任技術者免状の写し
- キ、給水装置工事主任技術者証の写し（顔写真付き）又は、身分の証明できるもの（自動車運転免許証等顔写真付きのもの）の写し

② 指定給水装置工事事業者指定の審査

審査期間は書類提出後1～2週間程度です。水道事業者（町）は運営基準に基づく適切な事業運営、技能を有する者を従事又は配置するよう助言・指導に努める必要があり、申請書提出時に下記の項目について確認させていただきます。別紙確認票を記載の上、受講等がわかる書類をお持ちください。

（給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について）

1. 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
2. 指定給水装置工事事業者の業務内容
（営業時間、漏水修繕、対応工事等）
3. 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
4. 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

③ 指定給水装置工事事業者登録手数料の納付

②の審査後、指定給水装置工事事業者登録手数料として10,000円（非課税）を納付していただきます。

④ 武豊町給水装置工事事業者証の交付

指定給水装置工事事業者登録手数料等の入金の確認が済みましたら、武豊町給水装置工事事業者証を交付します。

指定給水装置工事事業者変更又は廃止、休止、若しくは再開の手続き

武豊町指定給水装置工事事業者は、次の各号のいずれかに掲げる事項に変更があったとき、又は給水装置工事の事業を廃止、休止、若しくは再開したときは、変更のあった日から30日以内に届出をしてください。

ア、事業所の名称及び所在地

イ、氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ウ、法人にあっては、役員の氏名

エ、主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

1、変更する場合

指定給水装置工事事業者指定事項届出書(様式第10)に必要事項を記入して提出してください。

2、給水装置工事の事業を廃止、休止、若しくは再開する場合

指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書(様式第11)に必要事項を記入して提出してください。

3、給水装置工事主任技術者を選任・解任する場合

給水装置工事主任技術者を選任・解任届出書(様式第3)に必要事項を記入して提出してください。